

事業の種類・種目	No.	事業名	採択要件及び対象経費	補助率・補助額	分類	補助金交付申請書添付書類	実績報告書添付書類
スマート農業推進事業	スマート農業推進事業	1	スマート農業機械導入事業 ○ 採択要件 ・事業主体は、雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者又は雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者で組織する団体とする。 ・導入する機械は、受益面積に基づいた作業能力を有する機械であること。 ・導入する機械の使用に必要な免許を保有していること。 ○ 対象経費 ・ドローン、自動走行農機等国のスマート農業技術カタログに掲載されている技術を活用したもの又はそれと同等と認められるものであること。ただし、本事業の対象となる機械は、この他の事業（新規就農支援事業を除く。）の補助対象とならない機械に限る。	(補助率) 3分の1以内 (補助上限) 1,000,000円	ハード事業	見積書2者以上、カタログ	領収書の写し、完成確認調書及び確認写真（ただし、事業費が50万円以下の場合、完成写真）
		2	ドローン資格取得事業 ○ 採択要件 ・事業主体は、雲仙市内に居住し、ドローン資格取得をしようとする農業者とする。 ・補助対象となる「ドローン資格取得」とは、農林水産省消費・安全局長の登録を受けた登録認定等機関が実施する教習を受け、無人航空機（以下「ドローン」という。）による空中散布等を安全かつ適正に実施することができる技術、知識等を十分に有するとして、オペレーターとして認定され、技能認定証の交付を受けることをいう。 ・本事業により資格を取得した者は、農業用薬剤の空中散布に使用するドローン操作に従事するものとする。 ○ 対象経費 ・ドローン資格取得のための教習受講料及び技能認定証交付料 ・受講場所までの交通費、飲食費、宿泊費等は、補助対象としない。 ・受講回数は、1人1回限りとし、再受講経費及び補講料は、補助対象としない。	(補助率) 2分の1以内 (補助上限) 150,000円	ソフト事業	見積書	領収書の写し、ドローン操作教習受講証明書
		3	環境制御機器導入事業 ○ 採択要件 ・事業主体は、雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者又は雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者で組織する団体とする。 ・導入する資材等については、環境制御の効果が期待できるものとし、その基準については別に定める。 ○ 対象経費 ・環境制御機器の購入費	(補助率) 3分の1以内 (補助上限) 1,000,000円。ただし、 <u>1戸</u> での申請の場合は、 <u>300,000円</u> 。	ハード事業	位置図 見積書2者以上、カタログ	領収書の写し、完成確認調書及び確認写真（ただし、事業費が50万円以下の場合、完成写真）
		4	出荷調整用機器導入事業 ○ 採択要件 ・事業主体は、雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者又は雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者で組織する団体とする。 ・導入する機器については、自動フィルム包装机、自動選別機又は冷蔵庫用加湿器とする。 ○ 対象経費 ・出荷調整用機器の購入費	(補助率) 3分の1以内 (補助上限) 2,000,000円。ただし、 <u>1戸</u> での申請の場合は、 <u>300,000円</u>	ハード事業	位置図 見積書2者以上、カタログ	領収書の写し、完成確認調書及び確認写真（ただし、事業費が50万円以下の場合、完成写真）

事業の種類・種目		No.	事業名	採択要件及び対象経費	補助率・補助額	分類	補助金交付申請書添付書類	実績報告書添付書類
スマート農業推進事業	スマート農業推進事業	5	アシストスーツ導入事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採択要件 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体は、雲仙市内に居住する認定農業者又は認定新規就農者とする。 ・導入する機器は、装着することで体又は動作をアシストする機器であること。 ・導入する機器は、補助力（アシスト力）10Kgf（キログラムフォース）以上のものであること。 ○ 対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・アシストスーツの購入費 	（補助率）2分の1以内 （補助上限）500,000円	ハード事業	見積書2者以上、カタログ	領収書の写し、完成確認調書及び確認写真（ただし、事業費が50万円以下の場合は、完成写真）
農業生産振興事業	農業生産振興事業	新規	GAP認定取得支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採択要件 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体は、<u>雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者又は雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者で組織する団体とする。</u> ○ 対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・GAPに係る研修会の受講料 ・<u>認証機関が実施するJGAP、ASIAGAP又はGLOBALG.A.P認証のための審査及び調査に要する費用（振込手数料、郵送料及び申請書式集代に係る費用を除く。）</u> 	<u>新たにGAP認定を取得する場合</u> （補助率）100% （補助上限）300,000円 <u>GAP認定を更新する場合</u> （補助率）2分の1以内 （補助上限）150,000円	ソフト事業	対象経費の内容が分かる書類、算出明細書	領収書の写し、算出明細書、登録認証機関の認定書又は認定が分かる書類の写し
		新規	有機JAS拡大支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採択要件 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体は、<u>雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者又は雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者で組織する団体とする。</u> ○ 対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項に規定する生産工程管理者の登録認定機関における有機JAS認証に係る経費（交通費及び宿泊費を含む。）</u> ・<u>有機農産物の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1605号）別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材の購入に要する経費</u> 	<u>新たにJAS認定を取得する場合</u> （補助率）100% （補助上限）100,000円 <u>JAS認定検査手数料</u> （補助率）2分の1以内 （補助上限）50,000円 <u>有機JAS規格の肥料及び土壌改良資材購入費</u> （補助上限）格付の対象ほ場の面積10a当たり3,000円	ソフト事業	対象経費の内容が分かる書類、算出明細書	領収書の写し、算出明細書、登録認証機関の認定書又は認定が分かる書類の写し
			緑肥進作物導入促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採択要件 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体は、雲仙市内に居住する5戸以上の農業者で事業を実施する団体とする。 ・対象農地は、雲仙市内の農地とする。 ○ 対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・緑肥の種子代 	（補助率） <u>5分の2以内(景観緑肥用ヒマワリの種子代は、5分の3以内)</u> （補助上限）1,000,000円	ソフト事業	見積書 算出明細書	算出明細書、領収書の写し、確認写真
		拡充	分解性資材活用推進対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採択要件 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>事業主体は、雲仙市内に居住する5戸以上の農業者で事業を実施する団体とする。</u> ・対象農地は、雲仙市内の農地とする。 ○ 対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・生分解性資材及び光分解性資材の購入費 	（補助率）3分の1以内 （補助上限）1,000,000円	ハード事業	見積書2者以上、カタログ	領収書の写し、完成確認調書及び確認写真（ただし、事業費が50万円以下の場合は、完成写真）

事業の種類・種目	No.	事業名	採択要件及び対象経費	補助率・補助額	分類	補助金交付申請書添付書類	実績報告書添付書類
担い手育成支援事業	新規就農支援事業	10	農業機械導入事業 ○ 採択要件 ・事業主体は、雲仙市内に居住し、市の認定新規就農者の認定を受け、認定日後5年未満の者とする。 ・審査基準日は、交付申請書受付日とする。 ・導入する機械は、受益面積に基づいた作業能力を有する機械であることとする。 ・導入する機械は、汎用性のないものとし、その基準については、別に定める。 ○ 対象経費 農業機械及びその機械の附属品の購入費用	経営開始資金等受給者 (補助率) 5分の1以内 (補助上限) 1,000,000円 経営開始資金等非受給者 (補助率) 5分の2以内 (補助上限) 2,000,000円	ハード事業	見積書2者以上及びカタログ、青年等就農計画認定申請書及び青年等就農計画認定書	領収書の写し、完成確認調書及び確認写真(ただし、事業費が50万円以下の場合は、完成写真)
		11	農業施設整備事業 ○ 採択要件 ・事業主体は、雲仙市内に居住し、市の認定新規就農者の認定を受け、認定日後5年未満の者とする。 ・審査基準日は、交付申請書受付日とする。 ・面積がおおむね5a以上、かつ、間口2.5m以上の園芸用ハウス(AP、ガラス、硬質ビニールハウス等)及び面積がおおむね1a以上の育苗ハウス並びに面積が200m ² 以内の畜舎及び家畜糞尿処理施設 ○ 対象経費 ・園芸用ハウス及び育苗ハウスの附帯設備(灌水設備、加温設備、電気設備等をいう。)、畜舎又は家畜糞尿処理施設を新規に整備するために要する経費	経営開始資金等受給者 (補助率) 5分の1以内 (補助上限) 1,000,000円 経営開始資金等非受給者 (補助率) 5分の2以内 (補助上限) 2,000,000円	ハード事業	位置図、見積書2者以上、カタログ、青年等就農計画認定申請書及び青年等就農計画認定書	領収書の写し、完成確認調書及び確認写真(ただし、事業費が50万円以下の場合は、完成写真)
		12	新規就農者移住促進事業(農業機械購入補助) ○ 採択要件 ・事業主体は、雲仙市外から移住してきた新規就農者(ただし、非農家に限る。)で、住民票を移して5年以内のものとし、かつ、市の認定新規就農者の認定を受けた者で、当該認定後5年未満のものとする。 ・審査基準日は、交付申請書受付日とする。 ・導入する機械は、受益面積に基づいた作業能力を有する機械であることとする。 ・導入する機械は、汎用性のないものとし、その基準については、別に定める。 ○ 対象経費 ・農業機械購入補助にあつては、農業機械(中古機械を含み、耐用年数が2年以上の機械に限る。)の購入に要する費用	(補助率) 2分の1以内 (補助上限) 1,500,000円	ハード事業	位置図 見積書2者以上及びカタログ 青年等就農計画認定申請書及び青年等就農計画認定書	領収書の写し 完成確認調書及び確認写真(ただし、事業費が50万円以下の場合は、完成写真)
		13	新規就農者移住促進事業(施設借上補助) ○ 採択要件 ・事業主体は、雲仙市外から移住してきた新規就農者(ただし、非農家に限る。)で、住民票を移して5年以内のものとし、かつ、市の認定新規就農者の認定を受けた者で、当該認定後5年未満のものとする。 ・審査基準日は、交付申請書受付日とする。 ○ 対象経費 ・施設借上補助にあつては、施設(土地を含む。)の借上げに要する費用	(補助率) 2分の1以内 (補助上限) 500,000円	ソフト事業	位置図、見積書又は対象経費の内訳が分かる書類の写し、青年等就農計画認定申請書及び青年等就農計画認定書	領収書の写し、算出明細書

事業の種類・種目	No.	事業名	採択要件及び対象経費	補助率・補助額	分類	補助金交付申請書添付書類	実績報告書添付書類
担い手育成支援事業	新規 14	新規就農者移住促進事業 （営農開始費用）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採択要件 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体は、雲仙市外から移住してきた新規就農者（ただし、非農家に限る。）で、住民票を移して5年以内のものとし、かつ、市の認定新規就農者の認定を受けた者で、当該認定後5年未満のものとする。 ・審査基準日は、交付申請書受付日とする。 ・営農を開始する際に必要な初期費用（種苗、肥料、農薬、被服資材、支柱、防草シート）の補助は初年度1回のみ補助する。 ○ 対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・営農を開始する際に必要な初期費用（種苗、肥料、農薬、被服資材、支柱、防草シート） 	(補助率) 100% (補助上限) 200,000円	ソフト事業	見積書又は対象経費の内訳が分かる書類の写し、算出明細書、青年等就農計画認定申請書及び青年等就農計画認定書	領収書の写し、算出明細書
		15	経営簿記ソフト購入事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採択要件 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体は、雲仙市内に居住し、市の認定新規就農者の認定を受け、認定日後5年未満の者とする。 ・経営簿記ソフト購入後は、経営簿記ソフトを活用した青色申告を行うものとする。 	(補助率) 100% (補助上限) 60,000円	ソフト事業	見積書、青年等就農計画認定申請書及び青年等就農計画認定書
	16	農業視察研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採択要件 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体は、雲仙市内に居住する10戸以上の農業者で事業を実施する団体又は雲仙市内に居住する5戸（海外の場合は、2戸）以上の認定農業者若しくは認定新規就農者若しくはその双方を含む農業者で事業を実施する団体とする。 ・研修日程が日帰り研修の場合は1箇所以上の研修を、1泊2日以上の場合は2箇所以上の研修を対象とする。ただし、視察先については、生産向上に関わる箇所のみ対象とする。 ・研修対象地域は、市外とする。ただし、諫早市、島原市及び南島原市は、対象外とする。 ・研修対象回数は、同一団体では年度内1回までとする。 ○ 対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・交通費：公共交通機関、有料道路料金及び駐車場料金 ・借上料：バス借上料等（自家用を除く。） ・雑費：研修料金等 ・飲食費及び宿泊費は、補助対象としない。 	(補助率) 2分の1以内 (補助上限) 100,000円 (海外の場合300,000円)	ソフト事業	見積書、算出明細書、行程表、参加者名簿	算出明細書、領収書の写し、行程表、参加者名簿、研修レポート、研修状況写真

事業の種類・種目		No.	事業名	採択要件及び対象経費	補助率・補助額	分類	補助金交付申請書 添付書類	実績報告書添付書 類
担い手育成支援事業	スキルアップ支援事業	17	女性農業者視察研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採択要件 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体は、雲仙市内に居住する3戸以上の女性農業者で事業を実施する団体とする。 ・研修日程が日帰り研修の場合は1箇所以上の研修を、1泊2日以上の場合は2箇所以上の研修を対象とする。ただし、視察先については、生産向上に関わる箇所のみ対象とする。 ・研修対象地域は、市外とする。ただし、諫早市、島原市及び南島原市は、対象外とする。 ・研修対象回数は、同一団体では年度内1回までとする。 ○ 対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・交通費：公共交通機関、有料道路料金及び駐車場料金 ・借上料：バス借上料等（自家用を除く。） ・雑費：研修料金等 ・飲食費及び宿泊費は、補助対象としない。 	(補助率) 2分の1以内 (補助上限) 100,000円 (海外の場合300,000円)	ソフト事業	見積書、 算出明細書、 行程表、 参加者名簿	算出明細書 領収書の写し 行程表 参加者名簿 研修レポート 研修状況写真
		18	林業視察研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採択要件 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体は、雲仙市内に居住する2戸以上の林業者で事業を実施する団体とする。 ・研修日程が日帰り研修の場合は1箇所以上の研修を、1泊2日以上の場合は2箇所以上の研修を対象とする。ただし、視察先については、生産向上に関わる箇所のみ対象とする。 ・研修対象地域は、市外とする。ただし、諫早市、島原市及び南島原市は、対象外とする。 ・研修対象回数は、同一団体では年度内1回までとする。 ○ 対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・交通費：公共交通機関、有料道路料金及び駐車場料金 ・雑費：研修料金等 ・飲食費及び宿泊費は、補助対象としない。 	(補助率) 2分の1以内 (補助上限) 100,000円 (海外の場合300,000円)	ソフト事業	見積書、 算出明細書、 行程表、 参加者名簿	算出明細書 領収書の写し 行程表 参加者名簿 研修レポート 研修状況写真
	担い手確保対策事業	19	つながる担い手確保事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採択要件 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体は、<u>雲仙市内に居住する農林水産業者で事業を実施する者又は雲仙市内に居住する農林水産業者で事業を実施する団体とする。</u> ・市内の未就学児及び小中学生を対象とした農林水産業に係る食育活動等を事業主体が講師となって実施する場合に限り対象とする。 ○ 対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・会場借上料、資料代、資材等 	(補助率) 100% (補助上限) 100,000円	ソフト事業	算出明細書、 参加者名簿	算出明細書、 参加者名簿、 領収書の写し、 状況写真

事業の種類・種目	No.	事業名	採択要件及び対象経費	補助率・補助額	分類	補助金交付申請書添付書類	実績報告書添付書類
経営コスト削減推進事業	20	農業機械レンタル推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採択要件 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体は、市内に本店、支店又は営業所を有する農業用機械取扱業者であって、農業機械レンタル事業に取り組むものとする。 ・農業機械レンタル支援事業の対象農業者は、市内に居住する農業者とする。 ・事業主体が、農業者に対し農業機械レンタル料金（補償料、搬送料、整備料を含む。）から補助金額を控除してレンタルする事業を対象とする。 ・事業主体は、農業機械レンタルを利用する農業者に試運転及び操作説明を行う等、農作業事故が発生しないよう努めるものとする。 ・対象となる機械は、汎用性のないものとし、その基準及び仕様については、別に定める。 ○ 対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・農業機械レンタル料金（補償料、搬送料、整備料を含む。） 	(補助率) 5分の2以内	ソフト事業	農業機械レンタル支援事業計画書（別紙6）、カタログ	農業機械レンタル支援事業利用農家一覧表（別紙7）、領収書の写し
		21	集落整備農用機械	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採択要件 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体は、市が認めた集落営農組織とする。 ・対象作付面積が4ha以上あること。 ○ 対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・農業機械及びその機械の附属品並びにオペレーター育成に係る資格取得に要する経費 	(補助率) 3分の1以内 (補助上限) 1,000,000円	ハード事業	見積書、カタログ、共同利用誓約書（別紙2）
経営コスト削減推進事業	22	施設園芸省エネ設備導入事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採択要件 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体は、雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者又は雲仙市内に居住する認定農業者若しくは認定新規就農者で組織する団体とする。 ・導入する資材等については、省エネ効果又は保温効果が確認できるものとし、その基準については別に定める。 ・事業主体の構成員全員が、環境保全型農業に取り組むこととする。 ○ 対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・従来より保温性が優れた被覆資材及び省エネルギー施設装置の購入費 	(補助率) 3分の1以内 (補助上限) 1,000,000円。ただし、 <u>1戸での申請の場合は、300,000円</u>	ハード事業	位置図、見積書2者以上、カタログ	領収書の写し、完成確認調書及び確認写真（ただし、事業費が50万円以下の場合は、完成写真）
		23	飼育設備改善事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 採択要件 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体は、雲仙市内に居住する畜産業を営む認定農業者若しくは認定新規就農者又は<u>畜産農家で事業を実施する団体（改良組合、自衛防疫協議会等を含む。）</u>とする。 ・対象となる経費は、畜舎又は畜産施設敷地内若しくは放牧地で使用するものに限る。 ・事業主体は、事業に係る研修会又は講習会（個人で行う視察、研修等を含む。）を年1回受講するものとする。 ○ 対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・飼育環境に係る設備改善に要する経費（扇風機、檻、柵、給餌機、スタンション、家畜監視用カメラ等） 	(補助率) 3分の1以内 (補助上限) 1,000,000円	I	位置図、見積書、カタログ畜産環境衛生保全事業計画書（別紙8）

事業の種類・種目	No.	事業名	採択要件及び対象経費	補助率・補助額	分類	補助金交付申請書添付書類	実績報告書添付書類
経営コスト削減推進事業	24	拡充 施設改善推進事業	<input type="radio"/> 採択要件 ・事業主体は、 <u>雲仙市内に居住する畜産業を営む者又は雲仙市内の農場において畜産業を営む者又は畜産農家で事業を実施する団体（改良組合、自衛防疫協議会等を含む。）とする。</u> ・畜舎新增設改修については、飼養頭数の増頭又は維持を条件とする。 ・事業主体は、事業に関する研修会又は講習会（個人で行う視察、研修等を含む。）を年1回受講するものとする。 <input type="radio"/> 対象経費 ・ <u>地域環境衛生（悪臭、騒音、羽飛散等）に対応する畜舎及び畜産施設の新増設改修（防臭、防音、羽飛散防止ネット、浄化槽、畜産公害防止機器等）</u>	(補助率) <u>2分の1以内</u> (補助上限) <u>2,000,000円</u>	I	位置図、見積書、カタログ畜産環境衛生保全事業計画書（別紙8）	畜産環境衛生保全事業実績書（別紙8）、領収書の写し、完成確認調書及び確認写真（ただし、事業費が50万円以下の場合は、完成写真）
			<input type="radio"/> 採択要件 ・事業主体は、雲仙市内の農場において畜産業を営む者とする。 ・事業主体は、事業に関する研修会又は講習会（個人で行う視察、研修等を含む。）を年1回受講するものとする。 <input type="radio"/> 対象経費 ・家畜又は畜産施設における悪臭の防止又は衛生害虫類の駆除等を目的とした取組に要する経費（薬剤、機械、用具、資材等。雲仙市内の畜舎及び畜産施設内で使用するものに限る。）	(補助率) 2分の1以内 (補助上限) 200,000円			
経営コスト削減推進事業	26	拡充 堆肥流通促進事業	<input type="radio"/> 採択要件 ・事業主体は、 <u>雲仙市内の農場において畜産業を営む者又は畜産農家で事業を実施する団体（改良組合、自衛防疫協議会等を含む。）とする。</u> ・対象となる経費は、高品質堆肥の生産、流通及び散布に関するものに限る。 ・事業主体は、事業に関する研修会又は講習会（個人で行う視察、研修等を含む。）を年1回受講するものとする。 <input type="radio"/> 対象経費 ・堆肥の生成、流通、散布に要する経費（堆肥舎、堆肥散布機、堆肥発酵促進剤、コンサルタント、成分分析等）	(補助率) 2分の1以内 (補助上限) 1,000,000円	I	位置図見積書、カタログ畜産環境衛生保全事業計画書（別紙8）	畜産環境衛生保全事業実績書（別紙8）領収書の写し完成確認調書及び確認写真（ただし、事業費が50万円以下の場合は、完成写真）
			<input type="radio"/> 採択要件 ・事業主体は、農業者とする。 ・解消再生する耕作放棄地については、雲仙市農業委員会の耕作放棄地台帳に記載されている農地とする。 ・耕作放棄地の解消再生面積は、5a以上とする。 ・解消再生した農地については、事業完了後も引き続き耕作に努めなければならない。 ・再生された農地に対する補助金の交付は、初年度1回限りとする。 <input type="radio"/> 対象経費 ・耕作放棄地解消再生に係る農地整地費用（機械借上料及び請負費）及び初回作付の諸材料費（種子代、苗代、肥料代、マルチビニール、支柱等）	(補助率) 2分の1以内 (補助上限) 解消再生する面積10a当たり150,000円で算出した額			
農地活用推進事業	27	耕作放棄地再生事業	<input type="radio"/> 採択要件 ・事業主体は、農業者とする。 ・解消再生する耕作放棄地については、雲仙市農業委員会の耕作放棄地台帳に記載されている農地とする。 ・耕作放棄地の解消再生面積は、5a以上とする。 ・解消再生した農地については、事業完了後も引き続き耕作に努めなければならない。 ・再生された農地に対する補助金の交付は、初年度1回限りとする。 <input type="radio"/> 対象経費 ・耕作放棄地解消再生に係る農地整地費用（機械借上料及び請負費）及び初回作付の諸材料費（種子代、苗代、肥料代、マルチビニール、支柱等）	(補助率) 2分の1以内 (補助上限) 解消再生する面積10a当たり150,000円で算出した額	ソフト事業	位置図算出明細書耕作放棄地集計表及び耕作継続誓約書（別紙3）	算出明細書領収書の写し確認写真

事業の種類・種目	No.	事業名	採択要件及び対象経費	補助率・補助額	分類	補助金交付申請書添付書類	実績報告書添付書類
農地活用推進事業	耕作放棄地対策事業	28	放牧施設整備事業 ○ 採択要件 ・事業主体は、雲仙市内に居住する農業者又は雲仙市内に居住する2戸以上の農業者で事業を実施する団体とする。 ・解消再生する耕作放棄地については、雲仙市農業委員会の耕作放棄地台帳に記載されている農地とする。 ・耕作放棄地の解消再生面積は、30a以上とする。 ・解消再生した放牧地については、事業完了後も引き続き放牧に努めなければならない。 ○ 対象経費 ・放牧地整備に係る諸材料費、耕作放棄地解消再生に係る機械借上料等	(補助率) 3分の1以内 (補助上限) 1,000,000円	-	位置図 見積書、カタログ 共同利用誓約書 (別紙2) 耕作放棄地集計表 及び耕作継続誓約書 (別紙3) 糞尿処理対策及び安全対策誓約書 (別紙4)	領収書の写し 完成確認調書及び確認写真(ただし、事業費が50万円以下の場合、完成写真)
		29	拡充 獣害対策事業 ○ 採択要件 ・事業主体は、雲仙市内に居住する認定農業者、認定新規就農者又は雲仙市内に居住する2戸以上の農業者で事業を実施する団体とする。ただし、1戸で申請する場合は、受益農地面積は1,000m ² 以上とする。 ・対象農地は、雲仙市内の農地とする。 ・受益地については、電気柵又はワイヤーメッシュで囲むこととする。 ・受益地内の農地において、事業完了後に耕作放棄地がないよう努めなければならない。 ○ 対象経費 ・電気柵、ワイヤーメッシュ、ネット及び防草シートの購入費	2戸以上の団体 (補助率) 3分の1以内 (補助上限) 200,000円 1戸の場合 (補助率) 4分の1以内 (補助上限) 100,000円	ハード事業	位置図 見積書2者以上、カタログ 実施圃場集計表 (別紙9)	領収書の写し 完成確認調書及び確認写真(ただし、事業費が50万円以下の場合、完成写真)
農地活用推進事業	耕作放棄地対策事業	30	鳥害対策事業 ○ 採択要件 ・事業主体は、雲仙市内に居住する認定農業者、認定新規就農者又は雲仙市内に居住する2戸以上の農業者で事業を実施する団体とする。 ・対象農地は、雲仙市内の農地とする。 ・受益地内の農地において、事業完了後に耕作放棄地とならないよう努めなければならない。 ・同一世帯間での申請は年度内に1回に限るものとする。 ○ 対象経費 ・吹き流しの設置：ビニール、支柱、テープ等の購入費 ・鳥害対策装置の導入：鳥害対策装置の購入費 ・テグス張り等：テグス(釣糸)、支柱、防鳥網及びネットの購入費	2戸以上の団体 (補助率) 3分の1以内 (補助上限) 300,000円 1戸の場合 (補助率) 4分の1以内 (補助上限) 100,000円	ハード事業	位置図 見積書2者以上、カタログ 実施圃場集計表 (別紙9)	領収書の写し 完成確認調書及び確認写真(ただし、事業費が50万円以下の場合、完成写真)
		31	新規 べたがけ資材導入事業 ○ 採択要件 ・事業主体は、雲仙市内に居住する認定農業者、認定新規就農者又は雲仙市内に居住する2戸以上の農業者で事業を実施する団体とする。ただし、1戸で申請する場合は、受益農地面積は5,000m ² 以上とする。 ・対象農地は、雲仙市内の農地とする。 ・受益地内の農地において、事業完了後に耕作放棄地とならないよう努めなければならない。 ・同一世帯間での申請は年度内に1回に限るものとする。 ○ 対象経費 ・べたがけ資材の購入費	2戸以上の団体 (補助率) 3分の1以内 (補助上限) 300,000円 1戸の場合 (補助率) 4分の1以内 (補助上限) 100,000円	ハード事業	位置図 見積書2者以上、カタログ 実施圃場集計表 (別紙9)	領収書の写し 完成確認調書及び確認写真(ただし、事業費が50万円以下の場合、完成写真)